

仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会機運醸成グッズ製作業務 仕様書

1 委託業務の名称

仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会機運醸成グッズ製作業務

2 履行期間

契約締結の日から令和7年5月30日（金）まで

3 委託業務の目的

仙台・宮城観光PRロゴマークが一新されることに合わせ、新たなロゴマークをデザインした法被、のぼり及びテーブルクロスを製作し、発注者及び発注者会員等が実施・出展するイベント等において使用することにより、仙台・宮城の観光PRを効果的に行い、誘客につなげるもの。

4 委託業務の内容

下記により、機運醸成グッズの製作に係る一切の業務を行うこと。

(1) 法被の製作

- イ 規格 身巾640mm、身丈820mm
- ロ 色彩 フルカラー
- ハ 素材 綿または化学繊維で、通気性に優れ、丈夫かつ色落ちのない素材
- ニ 数量 120枚

(2) のぼりの製作

- イ 規格 幅600mm×長さ1,800mm
- ロ 色彩 フルカラー
- ハ 素材 化学繊維で丈夫かつ色落ちのない素材、防炎加工
- ニ 数量 1,000枚

(3) テーブルクロスの製作

- イ 規格 幅1,800mm×高さ1,400mm（前掛けタイプ）
- ロ 色彩 フルカラー
- ハ 素材 化学繊維で丈夫かつ色落ちのない素材、防炎加工
- ニ 数量 40枚

(4) デザイン

全て仙台・宮城観光PRキャラクター「むすび丸」を使用した統一感のあるデザインとし、
(2) 及び (3) については仙台・宮城観光PRロゴマークも使用すること。なお、デザイン決定に当たっては、3パターン程度のデザインを提案のうえ発注者と協議すること。

5 納入期限

令和7年5月2日（金）

6 納入場所

仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会事務局（宮城県経済商工観光部観光戦略課内）

7 事業報告

事業終了後には速やかに業務完了報告書（指定様式）を作成し、令和7年5月30日（金）までに提出すること。

8 契約に関する条件等

（1）目的物（成果品）の利用

本業務による成果品の著作権は発注者に帰属するほか、発注者は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。

なお、受注者（再委託により受託した者を含む。以下同じ。）は、成果品に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を、成果品の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

また、発注者の事前の承認がない限り、発注者及び第三者に対し著作者人格権を行使しないものとする。

（2）機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

9 その他

（1）本業務の実施に当たっては、実施内容を事前に協議するとともに、必要に応じて随時打合せを行うなど、発注者との緊密な連携のもと、迅速かつ効果的、効率的な遂行を心掛けること。

（2）本業務の詳細については発注者と協議の上決定し、進捗状況をその都度報告するとともに、事業完了後は速やかに業務完了報告書を作成・提出すること。

（3）本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定することとする。

なお、仕様書に明示のない事項であっても、社会通念上当然に必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

（4）この発注案件は、成果物の製作期間が限られていることから、令和7年度歳出予算成立による繰越契約を前提に、令和6年度歳出予算により契約手続きを進めています。

この発注案件に係る歳出予算が不成立となったときは、入札の中止や契約の解除を行うこととなります。